

令和3年第3回町議会定例会会議の経過 (9月15日)

議長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
(午前9時00分)

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、認定第1号 令和2年度山北町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第11、認定第11号 令和元2年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 異議なしと認めます。

本件については、決算特別委員会に付託してありましたので、決算特別委員会の審査報告を委員長よりお願いいたします。

議席番号13番、石田照子決算特別委員会委員長。

13番 石田 皆様、おはようございます。

決算特別委員会審査報告をいたします。一般会計、特別会計、水道事業会計。

令和3年9月10日、13日の両日午前9時00分から、議場において委員13名及び議長、町長、副町長、教育長、関係課長等の出席を得て令和3年9月7日の本会議で当委員会に付託された、認定第1号から認定第11号について審査しましたので、その審査経過並びに結果を報告します。

初めに、審査結果について報告します。

認定第1号、令和2年度山北町一般会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第2号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第3号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第4号、令和2年度山北町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第5号、令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第6号、令和2年度山北町山北財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第7号、令和2年度山北町共和財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第8号、令和2年度山北町三保財産区特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第9号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第10号、令和2年度山北町商品券特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第11号、令和2年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については全員賛成で、可決及び認定すべきものと決しました。

続いて、審査における主な質疑等について報告します。

初めに、総務環境常任委員会所管における一般会計について報告します。

1、委員。収入未済額が増えている。コロナ禍における町税への影響はどうだったのか。税込増へ向けた取組をしていただきたい。

町。収入未済額の増加要因は、納税猶予制度に8社1,200万円の申請があったことが影響している。町税全体としては大きな減少にはならなかった。

2、委員。収入未済額は5年で時効となり不納欠損となる。税の公平性からも徴収は重要である。今後の徴収への取組はどうか。

町。徴収困難案件には分納の対応や執行停止を、納税力のある方には預貯金等の差押えを行うなど、対応を分けて徴収事務を実施している。また、県短期派遣制度により徴収対策の指導を仰ぐことになっており、今後にかかしていく。

3、委員。森林環境譲与税についての今後の交付の見通しは。また、森林活性化や人口割で多く支給される都市部との交流事業など有効に活用していくべきではないのか。

町。森林環境譲与税は令和元年度から始まり、令和2年度1,364万円、令

和4年度、約1,700万円、令和6年度、約2,100万円の交付を見込んでいる。昨年度は林道整備などハード事業での活用が主だったが、本年度はナラ枯れ対策、間伐材搬出奨励、森林ボランティア団体等への助成など、ソフト事業を進めていく。

4、委員。鳥獣害対策事業で助成している防護柵等の効果は。

町。有害獣の生息頭数は減少しているが、農作物への被害は減少していない。柵の設置は有害獣の農地への侵入防止や被害拡大抑止となるため追い払いも含め複合的に対策を進めていく。

5、委員。足柄茶振興事業では茶農家に対し、一戸当たり10万円の助成をしている。足柄茶は当町の基幹作物であるが、農家数は年々減少している。管理できない茶園を登録し、希望者に貸し出すなど対策が必要ではないのか。

町。管理を委託できるような仕組みや、苗木の助成など合わせて検討していく。シルバー人材センターのような団体が茶園を借りて管理している例もあり、仕組みづくりが必要だと考えている。

6、委員。地球温暖化対策推進事業について、本事業に対する歳出割合が少ないが、町民の行動を促すための啓発や、CO₂削減に向けての補助につなげるべきではないのか。

町。温暖化などにより環境が変わってきており、町としてもこのことに関しては積極的に調べて、対策に予算がかかるのであれば対応していく。

7、委員。耐震改修費補助事業のブロック塀除去費補助について、対象件数と今後の補助の方向性は。特に通学路に面した対象箇所は確認し、危険な場合は所有者へ指導するべきではないのか。

町。例年数件の申請がある。引き続き広報等で周知を図っていく。通学路については、学校教育課や松田警察署、県西土木事務所と定期的に点検をしており、所有者への要請についても検討していく。

続いて、福祉教育常任委員会所管における一般会計について報告します。

1、委員。病児保育事業について、登録者数や利用回数も増えないということから、病児保育の在り方等見直しを含めた検討が必要ではないか。

町。令和2年度の登録者数は11人、利用された回数が7回。今日現在では、登録者数が12名である。場所的には遠方ではあるが、町単独ではできない事

業のため基本の方針は変えられない。いざというときに預かってくれる施設があるということはしっかりPRしていく。

2、委員。平成27年度に小学生以上を対象にスタートした介護ボランティア制度は、地域の支え合いの精神を養えるよい制度であるが実績がない。参加しやすい制度の見直しや、拡大を考えるべきではないのか。

町。令和元年度の10月に町内小・中学校に向けて、成人式では新成人に向けてチラシを配布した。外出支援サービスの介助員の多くは、介護ボランティア登録をしているので、福祉課と保険健康課との連携を図っていく。

3、委員。避難行動要支援者支援事業については、登録して終えるのではなく、要支援者を地域で支え、災害時に使えるものにしていかなければ意味がない。高齢者の状況は日々変わるので、変化に対応し、いざというときに機能する制度にしていかなければならないと思うが。

町。登録者数は608名で、名簿は各自治会長、消防山北出張所、民生委員児童委員で共有している。今後、自治会の災害訓練で活用ができるよう自治会長に文書や口頭で示していく。名簿についても災害時に避難困難者の元へ優先的に駆けつけられるものにしなればといけないと考えている。

委員。昨年度から始まった電子図書についての成果は。

町。若い世代の読書離れに対応する手段として検討していたが、新型コロナウイルス感染症予防対策として有効であることから、昨年11月より事業を実施した。利用はまだ少ないが、小・中学生に登録を促すなどして朝読書などにも活用できるよう進めていく。

5、委員。新型コロナウイルス感染症対策として開講した、やまきた塾についての成果は。また、コロナや受験にかかわらず、今後も実施していくべきではないか。

町。学校の休校に伴い、受験生の学習に対する不安を解消するため、中学3年生を対象に英語と数学の授業を実施した。アンケートでも全員が「来てよかった」と回答している。今後の考え方としては、町が公設で塾を開講することがよいことなのかということも検討しなければならない。さらに、今回のやまきた塾は鹿島山北高等学校に協力をいただいたが、現在、スクーリングができない状況の中、出張スクーリングを計画しており、昨年と同じよ

うに対応していただくことは難しいと考える。

6、委員。ミスト設置工事について、効果と衛生面への対応はどうか。

町。コロナと熱中症の症状が似ているということから、まずは熱中症のリスクを避けるためにミストを設置した。各校・園では有効的に活用しており、コロナ対応に役立っている。衛生面への対応は、使用後に一度撤去・清掃して保管している。

7、委員。図書カード配付についての効果は。

町。3歳から中学生まで図書カードを配付した。子どもたちが欲しい本を購入することができ、よかったとの御意見をいただいている。

続いて、特別会計について報告します。

1、委員。酒匂川流域下水道管理負担金の算定方法は。また、年度により負担金に差が生じる要因は何か。

町。山北町が流域下水道へ流した実際の汚水量で算定しているため、年度間で差が生じている。

2、委員。下水道事業特別会計について、令和元年度に比べて一般会計繰入金が減っている要因は。

町。コロナ禍による事業の先送り等で歳出が減少したことで、繰出基準による再計算の結果として繰入を行っていることによる。

3、委員。国保会計について、運営主体が県に移管され3年が経過した。相変わらず不納欠損、収入未済額がある状態で、世帯数は年々減少傾向にある。今後の国保会計運営について、町の考えは。

町。平成30年度から都道府県が運営主体となり、スムーズな運営ができるようになった。国民健康保険の財政運営については、4,600万円程度の収入未済があり滞納整理も一生懸命行っている。国保の運営は国保加入被保険者からの保険税で運営することが大前提であることは重々承知しているが、保険税を上げれば、さらに収入未済額を増やすことになりかねず、大変苦慮している。今後適正に判断していきたいと考えている。

4、委員。地域包括支援センターの委託事業が増加しているが、認知症対策を含め注視してほしい。

町。地域包括支援センターとの連携は重要であるため、密に連携を取りな

がら進めていきたいと考える。

以上で報告を終わります。

議 長 認定第1号から認定第11号に対する決算特別委員会の審査報告が終わりま
したので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、ここで、まず認定第1号、令和2年度山北町一般会計歳
入歳出決算認定について討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、まず、認定第1号について採決いたします。本案に対
する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報
告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって認定第1号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第2号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳
出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第2号について討論のある方はどうぞ。討論がない
ので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の
報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛
成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって認定第2号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和2年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第3号について討論のある方はどうぞ。討論がない
ので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の
報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成

の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって認定第3号は原案どおり認定されました。
続いて、認定第4号、令和2年度山北町下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、認定第4号について討論のある方はどうぞ。討論がない
ので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の
報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成
の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって認定第4号は原案どおり認定されました。
続いて、認定第5号、令和2年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計歳入
歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、認定第5号について討論のある方はどうぞ。討論がない
ので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の
報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成
の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって認定第5号は原案どおり認定されました。
続いて、認定第6号、令和2年度山北町山北財産区特別会計歳入歳出決算
認定について質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、認定第6号について討論のある方はどうぞ。討論がない
ので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の
報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成

の方は挙手願います。

(全員挙手)

議

長 挙手全員。よって認定第6号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第7号、令和2年度山北町共和財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第7号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長 御異議がないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議

長 挙手全員。よって認定第7号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第8号、令和2年度山北町三保財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第8号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長 御異議がないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議

長 挙手全員。よって認定第8号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第9号、令和2年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第9号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長 御異議がないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成

の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって認定第9号は原案どおり認定されました。
続いて、認定第10号、令和2年度山北町商品券特別会計歳入歳出決算認定
について質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、認定第10号について討論のある方はどうぞ。討論がない
ので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の
報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成
の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって認定第10号は原案どおり認定されました。
続いて、認定第11号、令和2年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算
の認定について質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、認定第11号について討論のある方はどうぞ。討論がない
ので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の
報告は可決及び認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定するこ
とに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって認定第11号は原案どおり可決及び認定されました。
次に、日程第12、議案第57号、山北町教育委員会委員の任命についてを議
題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第57号、山北町教育委員会委員の任命について。
次の者を山北町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年9月6日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、小菅正子。住所、山北町山北2592番地1。生年月日、昭和44年3月16日。任期、令和3年10月24日から令和7年10月23日。

提案理由、現山北町教育委員会委員の小菅正子氏は、令和3年10月23日をもって任期満了となります。引き続き同氏を任命したいので提案するものです。

議 長 説明が終わりましたので、議案第57号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第57号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第57号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第13、発議第1号、山北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1 番 瀬 戸 発議第1号、山北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

山北町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月6日提出。山北町議会議員、瀬戸恵津子。同じく、山崎政司。同じく、和田成功。同じく、府川輝夫。同じく、富田陽子。同じく、石田照子。

提案理由。議員活動と家庭生活との両立支援をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備を図るため。また、議会への制限手続について、押印の義務づけを見直し、請願者の利便性向上を図るため、本規則の改正を提案する

ものです。

事務局が説明いたします。

議 長
事 務 局 長

事務局長。

それでは、発議第1号につきまして、御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町議会会議規則の一部を改正する規則。

山北町議会会議規則の一部を次のように改正する。

改正の経緯といたしましては、議員の成り手不足の解消や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行などの動きを受けて、令和3年2月9日に標準町村議会会議規則の一部改正が行われました。そのような中で、本町議会におきましても会議規則の一部改正をするものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

第2条の欠席の届出でございますが、第1項では、「事故」としておりましたところを「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない理由」と、事由の明確化を図るとともに、第2項では、出産の「日数を定めて」としておりましたところを「出産予定日の7週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間、前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」とし、母性保護の観点から出産に関する産前産後の欠席期間を規定するものでございます。

次に、第89条の請願書の記載事項等でございますが、第1項中、「請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に。「名称及び代表者の氏名」を「所在地」にし、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければ）」に改め、請願者の利便性の向上を図るものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則。この規則は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、発議第1号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、発議第1号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、発議第1号は原案どおり可決されました。
日程第14、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1 番 瀬 戸 発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和3年9月6日提出。山北町議会議員、瀬戸恵津子。同じく、山崎政司。同じく、和田成功。同じく、府川輝夫。同じく、富田陽子。同じく、石田照子。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症拡大は、変異株の猛威も加わり、甚大な経済的社会的影響を及ぼしており、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを提供していくためには、地方交付税の一般財源総額の確保・充実が必要であるため、国及び国会に意見書を提出するものです。

以上でございます。

説明は事務局よりいたします。

議 長 事務局長。
事務局 長 それでは1枚おめくりいただきまして、意見書の朗読をさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。

この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増数が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実績に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月。

内閣総理大臣 菅義偉殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 武田良太殿、
経済産業大臣 梶山弘志殿、内閣官房長官 加藤勝信殿、経済再生担当大臣

西村康稔殿、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山東昭子殿。

神奈川県山北町議会。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、発議第2号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、発議第2号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として別紙のとおり、議員を派遣することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第16、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、全日程を終了いたしましたので、令和3年第3回山北町議会定例会を閉会といたします。

なお、9時55分より全員協議会を開催いたしますので、401会議室にお集まりください。(午前9時40分)